

臨時休館期間における会費等の取り扱いについて

R 3 . 4 . 2 8

1 個人会員

(1) 半年及び年払いの会員

利用期限を臨時休館期間分延長いたします。

(2) 月払いの会員

臨時休館期間相当分の会費を6月会費（5月25日引落し）に充当させていただきます。

2 法人会員

チケットの使用期限を臨時休館期間分延長いたします。

3 オプション契約、チケット等について

臨時休館期間相当分の月利用料金を6月利用料（5月25日引落し）に充当させていただきます。

但し、ゲルマニウム温浴フリーパス、チケット有効期限は、利用期限を臨時休館期間分延長いたします。

4 その他

(1) 会費等の引落しや期間変更について、会員様によるお手続きは必要ございません。

(2) 臨時休館の期間が変更になった場合は、6月の引落しにて再度調整いたします。